

国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程適用者の退職手当の特例に関する規程

制 定 平成26年11月28日  
法人和歌山大学規程第 1577号  
最終改正 令和 5年12月 8日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第33条ただし書きの規定により、国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程(以下「年俸制給与規程」という。)が適用される教職員(以下「年俸制適用教職員」という。)、及び同規程附則第2項の規定が適用される教職員(以下「特定年俸制適用教職員」という。)の退職手当について必要な事項を定める。

(退職手当の原則的取扱い)

第2条 年俸制適用教職員には、当該年俸制適用教職員が年俸制給与規程を適用されていない間に、国立大学法人和歌山大学退職手当規程(以下「退職手当規程」という。)第11条、第12条及び第13条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含まれる期間(以下「退職手当規程上の勤続期間」という。)を有している場合を除き、原則として退職手当を支給しない。また、年俸制給与規程が適用されていた期間(退職手当規程第11条、第12条及び第13条の規定により退職手当規程の勤続期間にその在職期間が含まれることとなる機関(以下「他の国立大学法人等」という。)において年俸制給与規程及びこの規定に相当するものを適用されていた期間を含む。)は、退職手当規程上の勤続期間に含まない。

(退職手当の特例)

第3条 前条の規定により退職手当を支給されることとなる年俸制適用教職員に対する退職手当の額は、当該年俸制適用教職員が年俸制給与規程(他の国立大学法人等において年俸制給与規程及びこの規程に相当するものを適用されていた者が本学に採用され、引き続き年俸制給与規程及びこの規程を適用されることとなった場合には、当該他の国立大学法人等における年俸制給与規程に相当するものを含む。)を適用されることとなった日の前日を、当該年俸制適用教職員が自己の都合により退職した日とみなして、当該年俸制適用教職員が実際に退職し、又は解雇された日における退職手当規程を適用して得られる額とする。

2 年俸制適用教職員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて他の国立大学法人等の職員となった場合において、その者が当該他の国立大学法人等において年俸制給与規程及びこの規程に相当するものを適用され、当該他の国立大学法人等においてこの規程による退職手当に相当するものを支給されることとなるときは、この規程による退職手当は支給しない。

3 前条及び第1項の規定にかかわらず、教職員退職手当規程第4条第1項第3号、同条第2項、第5条第1項第1号、同条同項第5号、同条第2項の規定に該当する者又は第11条の2第5項に規定する認定を受けて、同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した場合は、当該退職の日において国立大学法人和歌山大学教職員給与規程(以下「教職員給与規程」という。)の適用を受けることとなったものとみなして基本給月額に必要な調整を行うものとし、その基本給月額を基礎として現に退職した理由と同一の理由により算出するものとする。ただし、定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者を除く。

4 前項の退職手当算定の基礎となる基本給月額に必要な調整は、年俸制給与規程の適用されていた期間中において、教職員給与規程の昇格、昇給(勤務成績区分は「良好」)、俸給の切替

#### 教職員年俸制給与規程適用者の退職手当の特例に関する規程

え等の規定を適用したものとして行うものとする。

- 5 第3項による退職手当算定の勤続期間については、年俸制給与規程の適用されていた期間は、退職手当規程上の勤続期間に含まない。

(補則)

第4条 年俸制適用教職員の退職手当に関しこの規程に定めのない事項については、退職手当規程の規定を適用する。

(退職手当の支給)

第5条 特定年俸制適用教職員が退職し、又は解雇された場合には、退職手当規程の規定に基づき退職手当を支給する。

- 2 特定年俸制適用教職員に対する退職手当規程第3条第1項の規定の適用については、「退職の日におけるその者の俸給月額」とあるのは、「教職員給与規程第8条の規定が適用される教職員であったものとして同規程第9条から第12条までの規定を適用した場合に退職の日に受けることとなる俸給月額」とする。

#### 附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（平成31年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2120号）

この改正規程は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2204号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2696号）

この改正規程は、令和5年12月8日から施行する。